

○海上保安庁訓令第13号

海上保安庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令を次のように定める。

令和7年5月16日

海上保安庁長官 瀬口 良夫

海上保安庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 重要経済安保情報の指定等（第6条－第17条）

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備（第18条－第24条）

第2節 作成（第25条・第26条）

第3節 運搬、交付及び伝達（第27条－第34条）

第4節 保管等（第35条－第38条）

第5節 検査（第39条・第40条）

第6節 紛失時等の措置（第41条）

第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第42条）

第5章 重要経済安保情報の提供（第43条－第46条）

第6章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置（第47条）

第7章 適性評価（第48条－第61条）

第8章 通報窓口（第62条）

第9章 雑則（第63条－第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報（以下「重要経済安保情報」という。）の保護のため必要な措置を定めるものとする。

2 海上保安庁における重要経済安保情報の管理に関しては、法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この訓令の定めるところによるものとする。

（重要経済安保情報管理者）

第2条 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、海上保安監とする。

（保全責任者等）

第3条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するための措置を講ずるものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4 重要経済安保情報管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

5 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

（職員の範囲の制限）

第4条 法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定（法第6条第1項の規定により提供を受ける重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、重要経済安保情報管理者が、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

第5条 重要経済安保情報管理者は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者（海上保安庁長官を除く。）に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育（以下「保全教育」という。）を実施するものとする。

2 保全教育は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（以下「重要経済安保情報取扱職員」という。）が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合には、当該保全教育を臨時に実施するものとする。

- 3 重要経済安保情報管理者は、新たに重要経済安保情報取扱職員となった職員については、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に、保全教育を受講させるように努めるものとする。
- 4 保全教育は、海上保安庁長官に対しても行うものとする。

第2章 重要経済安保情報の指定等

（重要経済安保情報の指定）

第6条 海上保安庁長官が、法第3条第1項の規定に基づき重要経済安保情報を指定する際の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 職員は、その職務において、重要経済安保情報に該当する情報があると認めた場合は、重要経済安保情報管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報指定管理簿の様式等）

第7条 重要経済安保情報指定管理簿の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

- 2 重要経済安保情報指定管理簿は、重要経済安保情報管理者が管理するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定、指定の有効期間の延長、指定の解除及び指定の有効期間の満了（以下「重要経済安保情報の指定等」という。）がなされたときは、その内容を重要経済安保情報指定管理簿に記載し、又は記録するものとする。
- 4 海上保安庁長官は、重要経済安保情報の指定等により、重要経済安保情報指定管理簿に必要な事

項が記載され、又は記録されたときは、内閣府独立公文書管理監に対し、当該指定等に関する重要経済安保情報指定管理簿の写しを提出するものとする。

（重要経済安保情報の表示の方法）

第8条 重要経済安保情報表示（令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- （1） 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- （2） 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- （3） 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これら

に準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

- 2 前項の規定により重要経済安保情報表示を付した複数の頁にわたる文書又は図画であって、その冒頭の頁に重要経済安保情報である情報が記録されていないものについては、同頁に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で付すこととする。
- 3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「重要経済安保情報文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。
- 4 第1項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、重要経済安保情報表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

6 重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（通知の方法）

第9条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、海上保安庁長官が、重要経済安保情報である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載し、又は記録した別記第3号様式の書面又は電磁的記録により、直ちに行うものとする。

2 前項の通知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第10条 重要経済安保情報の指定がなされたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載し、又は記録した別記第4号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員（前条の通知を受けた者を除く。次項において同じ。）に周知するものとする。

2 前項の周知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該指定に係る重要経済安保情報の重要

経済安保情報取扱職員の供覧に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめるものとする。

（指定の有効期間の延長）

第11条 海上保安庁長官が、法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長する際の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 重要経済安保情報取扱職員は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていると認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第12条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第6号様式の書面又は電磁的記録により、直ちに行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、別記第7号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に、直ちに行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の理由の点検）

第13条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定の理由の点検を毎年1回以上行うもの

とする。

- 2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、別記第8号様式の指定理由点検記録簿に記載し、又は記録するものとする。

（指定の解除）

第14条 海上保安庁長官が、法第4条第7項の規定に基づき重要経済安保情報の指定を解除する際の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

- 2 重要経済安保情報取扱職員は、重要経済安保情報として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報表示の抹消）

第15条 重要経済安保情報表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- （1）重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- （2）重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、

重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

2 前項の重要経済安保情報表示の抹消により、第8条第2項の規定により付された「重要経済安保情報文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第16条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、

「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

2 指定有効期間満了表示の寸法は、縦18ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第10号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員に行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、別記第11号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第17条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「重要経済安保

情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

- 2 指定解除表示の寸法は、縦18ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定の解除に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第12号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員に行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。
- 4 指定の解除に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、別記第13号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

（重要経済安保情報へのアクセス管理）

第18条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を取り扱う執務室等について、当該重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他の適切な物理的措置を講ずるものとする。

（立入制限）

第19条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 前項の規定により立入りが禁止された場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込み制限）

第20条 次に掲げる場所その他重要経済安保情報管理者が必要と認める場所については、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。以下同じ。）の持込み（以下「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

（1）前条第1項の規定により立入りが禁止された場所

（2）日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

(4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設

2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管容器）

第21条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）に準用する。

5 前各項の規定によることができないときは、重要経済安保情報管理者の指示するところによる。

（重要経済安保情報の保護のための施設設備等）

第22条 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第23条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、当該重要経済安保情報の重要経済安保情報取扱職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたもので取り扱うものとする。

2 重要経済安保情報取扱職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するものとする。

3 重要経済安保情報取扱職員は、前2項に掲げるもののほか、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「海上保安庁情報セキュリティポリシー実施手順書」を厳格に適用するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に定め

る情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

- 4 重要経済安保情報取扱職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、パスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等管理簿）

第24条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための帳簿（以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 保全責任者は、その保管する重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 3 重要経済安保情報文書等管理簿の様式は、別記第14号様式を標準とする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等については、他の重要経済安保情報文書等と分けた重要経済安保情報文書等管理簿とすることができる。

第2節 作成

（重要経済安保情報文書等の作成）

第25条 重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第26条 保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 第8条第1項第1号の重要経済安保情報表示で冒頭の頁に付されているもの及び第8条第2項の「重要経済安保情報文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。

(2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

(3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。

第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認等)

第27条 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保

情報管理者の承認を得るものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等を交付する者は、重要経済安保情報の保護のため当該重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、重要経済安保情報管理者の指示を受け、当該重要経済安保情報文書等の返却の時期を書面により明示するものとする。
- 3 前項の場合において、重要経済安保情報管理者は、必要があると認めるときは、交付した重要経済安保情報文書等を回収することができる。

（運搬の方法）

第28条 重要経済安保情報文書等を運搬するときは、保全責任者が指定する重要経済安保情報取扱職員が携行するものとする。

- 2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適當であるときの運搬の方法については、重要経済安保情報管理者の定めるところによる。

（交付の方法）

第29条 重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領証又は重要経済安保情報文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員（法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第33条において同じ。）の氏名等の記載又は記

録を受けるなど受領の記録を残すものとする。

2 受領証の様式は、別記第15号様式のとおりとする。

3 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第30条 重要経済安保情報である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報取扱職員が携行する場合であって、重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第31条 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（電気通信による交付）

第32条 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。電子メールやストレージサービスを始めとするインターネットを介しての交付は、これをしてはならない。

(文書等の接受)

第33条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

第34条 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いる等重要経済安保情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。

4 重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(重要経済安保情報文書等の保管)

第35条 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

(重要経済安保情報文書等の取扱いの記録)

第36条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、年月日等を別記第16号様式の重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録するものとする。

2 前項の記録は5年間保存するものとする。ただし、指定の有効期間が延長された場合は、この限りでない。

（廃棄）

第37条 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する重要経済安保情報取扱職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

2 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指定する重要経済安保情報取扱職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

（緊急事態に際しての廃棄）

第38条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕そ

の他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ海上保安庁長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合には、廃棄後速やかにその旨を海上保安庁長官に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、海上保安庁長官に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた海上保安庁長官は、同項に規定する事項を重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

- 第39条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、定期検査を毎年2回以上実施するものとする。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。
 - 3 前2項の検査は、重要経済安保情報管理者が指名する重要経済安保情報取扱職員に行わせるもの

とする。

- 4 第1項及び第2項の検査は、重要経済安保情報文書等管理簿の記録と実際に保管されている重要経済安保情報文書等を照合するほか、この訓令に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

(引継時の検査)

第40条 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、確実に業務の引継ぎを行わせ、その状況を検査するものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第41条 重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 重要経済安保情報取扱職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを重要経済安保情報管理者まで報告すること。
- (2) 重要経済安保情報取扱職員以外の職員は、これを重要経済安保情報取扱職員又は重要経済安保情報管理者まで報告すること。
- (3) 第1号又は第2号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを海上保安庁長官に報告す

るとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供を受けた情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。

- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該重要経済安保情報の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を海上保安庁長官に報告するものとする。

第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

（重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置）

第42条 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（運用基準第6章第2節1に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）重要経済安保情報取扱職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを重要経済安保情報管理者に報告すること。

（2）重要経済安保情報取扱職員以外の職員は、これを重要経済安保情報取扱職員に報告すること。

この報告を受けた当該重要経済安保情報取扱職員は、前号と同様の措置をとること。

（3）第1号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを海上保安庁長官に報告すること。

- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を海上保安庁長官に報告するものとする。

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、調査の結果、重要経済安保情報の指定及びその解除又は当該重要経済安保情報である情報を記録する重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5章 重要経済安保情報の提供

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供）

第43条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供は、第3章第3節の規定に従い、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行うものとする。

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に伴う協議）

第44条 法第6条第2項の協議は、別記第17号様式を標準として行うものとする。

（他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め）

第45条 重要経済安保情報管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者と令第14条各号に掲げる事項の詳細について取決めを行うものとする。

（公益上の必要による重要経済安保情報の提供の手続）

第46条 重要経済安保情報管理者は、法第9条第1項により重要経済安保情報の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により、海上保安庁長官の承認を得るものとする。

2 前項の提供は、第3章第3節の規定に準じて、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより、行うものとする。

第6章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置
(提供を受けた者による保護措置)

第47条 法第9条（同条第1項第1号（イ及びロに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により重要経済安保情報の提供を受けたときは、第2条、第21条、第23条、第25条、第27条から第34条まで、第37条、第39条及び第41条に規定する措置を講ずるほか、第3条から第5条まで、第8条、第9条及び第12条第1項に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、第23条、第28条第1項、第30条及び第39条第3項中「重要経済安保情報取扱職員」とあるのは、「重要経済安保情報を利用し、又は知る職員」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を利用し、又は知る職員に対して、当該重要経済安保情報を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

4 第1項の場合において第41条に規定する措置を講じるときは、当該重要経済安保情報を提供した者に対し、その内容を報告するものとする。

第7章 適性評価

(適性評価実施責任者等)

第48条 運用基準第4章第2節1(1)に規定する適性評価実施責任者は、海上保安庁次長(以下「本庁次長」という。)をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第49条 運用基準第4章第2節1(2)に規定する適性評価実施担当者は、海上保安庁総務部人事課長(以下「本庁人事課長」という。)のほか海上保安庁総務部人事課(以下「本庁人事課」という。)職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第50条 運用基準第4章第2節1(5)の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、海上保安庁総務部長とする。

2 前2条及び前項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務(法第12条第6項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。)に関与してはならな

い。

（評価対象者名簿等）

第51条 運用基準第4章第2節2（1）①に規定する名簿（以下「評価対象者名簿」という。）の様式は、別記第18号様式のとおりとする。

2 運用基準第4章第2節2（2）に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、別記第19号様式の書面又は電磁的記録により行う。

（内閣総理大臣への適性評価調査を行うこと等の求め）

第52条 運用基準第4章第2節4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する適性評価調査を行うことの求めは、別記第20号様式の書面又は電磁的記録により行う。

2 運用基準第4章第2節第4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知することの求めは、別記第21号様式の書面又は電磁的記録により行う。

（適性評価の結果等の通知）

第53条 運用基準第4章第2節3（2）④又は7（2）に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、別記第22号様式の書面又は電磁的記録により行う。

2 運用基準第4章第2節3（2）④、3（3）又は7（3）に規定する内閣府の適性評価調査実施

責任者に対する通知は、別記第23号様式の書面又は電磁的記録により行う。

（適性が認められた者の名簿の作成）

第54条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び海上保安庁長官が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

（苦情受理窓口）

第55条 運用基準第4章第5節1に規定する苦情受理窓口は、本庁人事課に設ける。

（苦情処理責任者）

第56条 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理責任者は、本庁次長をもって充てる。

（苦情処理担当者）

第57条 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理担当者は、苦情申出者に係る適性評価調査に直接従事した職員以外の本庁人事課職員をもって充てる。

（相談窓口）

第58条 運用基準第4章第6節に規定する相談を受ける窓口は、本庁人事課に設置する。

（相談処理責任者）

第59条 運用基準第4章第6節に規定する相談の申出を受けた場合にこれを誠実に処理するため、海上保安庁長官が、本庁次長を相談処理責任者に指名するものとする。

(相談処理担当者)

第60条 前条の場合において、相談処理責任者は、運用基準第4章第6節に規定する相談に関する事務を行わせるため、本庁人事課長のほか本庁人事課職員を相談処理担当者に指名するものとする。

(適性評価の実施等への協力)

第61条 重要経済安保情報管理者は、第51条第1項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第8章 通報窓口

(通報窓口)

第62条 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口は、監察官とする。

第9章 雑則

(指定前の取扱い)

第63条 重要経済安保情報として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、

電磁的記録若しくは物件については、この訓令に定める措置に準じて、これらの保護に努めるものとする。

（指定解除後等の取扱い）

第64条 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

（国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認）

第65条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

（国際約束に従って提供された重要経済安保情報の取扱い）

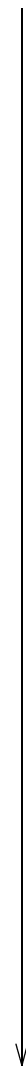
第66条 前条までに定めるもののほか、重要経済安保情報であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

（補則）

第67条 この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、海上保安庁長官が定める。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報のうち特に嚴重に秘密を保全する必要のあるもの

については、特別の定めをすることができる。



附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年5月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第3条第5項、第5条第1項及び第29条第1項の適用については、同条中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報」とあるのは、「重要経済安保情報」と、第4条の規定の適用については、同条中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちからの重要経済安保情報」とあるのは「重要経済安保情報」と、「範囲の決定」とあるのは「指名」とする。

(海上保安庁決裁規則の一部改正)

第3条 海上保安庁決裁規則（平成13年海上保安庁訓令第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後	改 正 前
(海上保安監経由事項等) 第6条 (略) 2 海上保安監の専行に属する事項であつてその決裁を受けるべき重要なもの(以下「海上保安監の専行に属する事項」という。)は、次に掲げるものとする。 (1) (略) <u>(2)</u> 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報の取扱いの業務に関する事項 <u>(3)</u> (略)	(海上保安監経由事項等) 第6条 (略) 2 海上保安監の専行に属する事項であつてその決裁を受けるべき重要なもの(以下「海上保安監の専行に属する事項」という。)は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (新設) <u>(2)</u> (略)

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報を指定する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 運用基準に記載の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の理由
別紙のとおり
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第 3 条第 2 項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

指定の理由

別紙

重要經濟安保情報指定管理簿

[illegible]

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海上保安庁海上保安監

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定延長書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 運用基準に記載の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 延長後の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海上保安庁海上保安監

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の延長をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

指定理由点検記録簿

[illegible]

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定解除書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定の解除の理由

（注）重要経済安保情報に指定された情報の一部を解除（以下「一部解除」という。）する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、記書きに「4 一部解除後の対象情報」を追記。

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海上保安庁海上保安監

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

各 位

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

各 位

海上保安庁海上保安監

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を追記。

別記第14号様式(第24条関係)

登録番号		作成又は受領の 年月日		作成又は受領の別		交付元					
交付元の 登録番号		文書番号		文書等の件名							
記録された重要経済安保情報の 指定の整理番号							重要経済安保情報文書等として の管理が不要となった年月日				
一連 番号	交 付				回 収		保管終了			媒 体	備 考
	交付先	年月日	受領者氏名(役職)	受領確認	年月日	受領確認	年月日	措 置	廃棄方法		

別記第15号様式(第29条関係)

登録番号	
件 名	
発送機関名	
発 送 者	

上記の□文書□物件を受領しました(該当する□に印をつける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

重要経済安保情報文書等受領証

別記第16号様式（第36条関係）

重要經濟安保情報文書等取扱簿

[illegible]

（文 書 番 号）
令和 年 月 日

（提供先行政機関の長） 殿

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第 6 条の規定に基づき重要経済安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される重要経済安保情報の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

●●省が法第 6 条第 1 項の規定により（提供先行政機関）に提供する重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第 17 条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長）殿

海 上 保 安 庁 長 官

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第 6 条の規定に基づ
く重要経済安保情報の提供について（回答）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第 6 条の規定に基づく重要経
済安保情報の提供について（協議）（令和 年 月 日 号）に記されたとおり、
重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。

候補者名簿（行政機関の職員）

重要経済安保情報管理者：海上保安庁海上保安監

作成日：●年●月●日

番号	ふりがな		生年月日				所属部署	役職名	法第12条第1項		法第12条第7項 該当の有無 （※1）	選定に当たって参考となる事項	承認の有無 （※2）
	氏	名	年号	年	月	日			該当する号	第3号に該当すると認められる理由			

（※1）法第12条第7項の該当の有無については、○か×を記載

（※2）適性評価実施部署において記載（承認が得られたものに○を、得られなかったものに×を記載）

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

海上保安庁海上保安監 殿

海 上 保 安 庁 次 長

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

○年○月○日付け候補者名簿（行政機関の職員）に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての海上保安庁長官の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者） 殿

海 上 保 安 庁 次 長

適性評価調査を行うことの求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、下記資料を添えて適性評価調査を行うことを求めます。

記

- 評価対象者の連絡先
- 候補者名簿（行政機関の職員）の写し
- 行政機関内の担当者名及び連絡先
- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2－1「適性評価の実施についての同意書」及び別添2－2「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写し

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者） 殿

海 上 保 安 庁 次 長

適性評価調査の結果通知の求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第12条第7項の規定に基づき、下記資料を添えて直近他機関適性評価における適性評価調査の結果を通知するよう求めます。

記

- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2－3「適性評価の実施についての同意書（第12条第7項）」の写し
- 候補者名簿（行政機関の職員）の写し

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

海上保安庁海上保安監 殿

海 上 保 安 庁 次 長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／7（2）〕の規定により通知します。

別表

[illegible]

(※1) 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護活用法第12条第3項の同意が取り下げられたこと等により適性評価の 절차를中止した場合は「中止」と記載しています。

(※2) 結果等通知日欄には、評価対象者に対し、適性評価の結果を通知した日又は適性評価の手続きを中止する旨通知した日を記載しています。

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者） 殿

海 上 保 安 庁 次 長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／3（3）／7（3）〕の規定により通知します。

別表

[illegible]

(※1) 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護活用法第12条第3項の同意が取り下げられたこと等により適性評価の 절차를中止した場合は「中止」と記載しています。

(※2) 結果等通知日欄には、評価対象者に対し、適性評価の結果を通知した日又は適性評価の手続きを中止する旨通知した日を記載しています。